

2016年12月に施行されました 部落差別解消推進法

2016年（平成28年）12月16日に「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」が施行されました。部落差別（同和問題）は過去の話ではありません。今でも様々な場面で部落差別が存在する中、この法律が施行されました。

部落差別（同和問題）は差別される人の問題ではなく、差別するわたしたちの問題です。問題を解決するためには、正しい認識を持ち、自分自身のこととして「差別しない、差別を許さない」という行動が大切です。

部落差別（同和問題）とは

日本社会の歴史的発展の過程で形づくられた身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の人々が長い間、経済的、社会的、文化的に低位の状態を強いられ、日常生活のうえで様々な差別を受けるなどの、わが国固有の重大な人権問題です。

今も存在する部落差別

部落差別（同和問題）は過去の話ではありません。今でも次のような形で現れることがあります。

- 結婚の際、身元調査をされたり、出身地などを理由に差別を受けたりする
- 「あなたの出身地はどこですか」と、採用試験の面接でたずねられる
- インターネットの匿名性により、同和地区を誹謗・中傷する差別的な書き込みをされたり、同和地区の地図や写真などが掲載されたりする

部落差別解消推進法のポイントは裏面をご覧ください。

丸亀市総務部人権課
TEL 0877-24-8811



このような看板を、市役所、各市民総合センター、各地区コミュニティセンターに設置しています。

部落差別解消推進法のポイントをご紹介します

部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年法律第109号）

（目的）

第1条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

ポイント

部落差別が存在するということを国として公式に認知したこと。

（基本理念）

第2条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

ポイント

部落差別のない社会の実現を目的とすると、法律に初めて明記されたこと。

（国及び地方公共団体の責務）

第3条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

ポイント

部落差別解消のための施策実施を、国と地方公共団体の責務としたこと。

（相談体制の充実）

第4条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

ポイント

相談体制の充実を示したこと。

（教育及び啓発）

第5条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

ポイント

部落差別の解消に必要な教育・啓発の実施を明記したこと。

（部落差別の実態に係る調査）

第6条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

ポイント

部落差別の実態に関する調査の実施を明記したこと。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

